

第4次地域管理経営計画書(案)

第4次国有林野施業実施計画書(案)

(江の川下流森林計画区)

(第二次変更計画)

計画期間 { 自 平成22年4月 1日
至 平成27年3月31日 }

(変更年月 平成24年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	
ウ 取扱いの基本的な考え方	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	2
(4) 主要事業の実施に関する事項	
イ 主要事業の総量	5

〔国有林野施業実施計画〕

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	7
(6) 伐採総量	7
3 林道の整備に関する事項	8

第4次地域管理経営計画（江の川下流森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

国有林の地域別の森林計画との調和を図るため記載内容を変更します。

【変更する内容】

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの考え方の下に平成10年度から抜本的な改革に取り組み、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきました。

また、森林及び林業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成20年12月には「国有林野の管理経営に関する基本計画」が策定、平成23年7月には「森林・林業基本計画」が変更されたところです。

本計画は、これらを踏まえ、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の皆さんから意見を頂いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにした、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを計画期間とする計画です。

今後、この計画に基づいて国民の皆さんの理解と協力を得ながら、江の川下流森林計画区における国有林野の管理経営を行います。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ウ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって次表のとおり類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行います。森林の取扱いに当たっては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の維持向上に配慮します。

機能類型	対象とする森林
水土保全林	土砂流出・崩壊の防備、水源の涵養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林
森林と人との共生林	原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林
資源の循環利用林	環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林

機能類型別の面積等は以下のとおりであり、本計画区における森林の立地特性を反映し、「水土保全林」及び「森林と人との共生林」が全体の97%を占めています。

なお、本計画においては、水源かん養保安林の指定や国有林の地域別の森林計画の水源かん養保安林の指定計上を踏まえ、機能類型の見直しを行いました。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積 ha、比率 %)

区分	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	合計
面積	8,965	1,146	304	10,415
比率	86	11	3	100

また、平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」を踏まえ、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など森林・林業再生プランの実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興、海岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくり等を推進します。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、木材を供給します。

ア 「水土保全林」に関する事項

「水土保全林」については、山地災害防止機能、水源涵養機能等の水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほ

か、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努めます。

「水土保全林」は、国土保全タイプと水源涵養タイプに分けて取り扱います。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林や、気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、災害防止機能を発揮させるため、根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の階層を有する多様な樹種で構成される森林であり、目的とする機能に応じて、気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林や必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林に誘導することを目標とします。

森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、針広混交林への誘導を目的とした間伐等を行い、災害に強い林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

(イ) 水源涵養タイプ

水源涵養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水や渇水の緩和、水質保全等水源涵養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林を目標とします。

森林の整備に当たっては、皆伐に際しての伐採面積や伐区の採り方、皆伐できる下限の林齢に制限を加えた「施業群」を設け、森林現況等を踏まえた区分を行い、水源涵養機能の維持向上に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「水土保全林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源涵養タイプ	計
面 積	963	8,002	8,965

本計画において、前計画期間中の水源かん養保安林の指定や「国有林の地域別の森林計画」の水源かん養保安林指定計上を受けて、資源の循環利用林から水源涵養タイプへ見直しを行いました。

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、地域の自然環境を代表する森林や貴重な遺伝資源を保存するために設定した保護林等の適切な保全管理に努めます。

また、登山、スポーツ利用、景観の保全等保健文化機能を増進させる必要のある森林については、レクリエーションの森を設定し、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供を図るなど適正な利用を推進します。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプに分けて取り扱います。

(ア) 自然維持タイプ

地域の自然環境を代表する森林や学術的に貴重な遺伝資源が保存されている国有林野を、引き続き保護林として設定し、モニタリングを行いながら状況を確認しつつ、原則として自然の推移に委ねた管理を行います。

また、関係者と連携しながら利用者に対し、周辺の植生に影響を及ぼさないよう、適正利用に向けた指導等を行います。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

(イ) 森林空間利用タイプ

レクリエーションの森など景観の維持・向上が必要な森林や森林スポーツに利用されている森林など、国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林や、必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林に誘導することを目標として、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努めます。

具体的には、区域内のスギ・ヒノキ等の人工林については、間伐等を繰り返し針広混交林へ誘導し、景観の向上を図り、必要に応じ遊歩道等の施設を整備します。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち保護林		うちレクリエーションの森	
面 積	228	214	918	875	1,146

本計画において、保護林の区域の拡充（十文字山林木遺伝資源保存林と十文字山ブナ植物群落保護林）と、史跡（石見銀山遺跡）の指定を受けて、水源涵養タイプからそれぞれのタイプへ見直しを行いました。

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、皆伐、間伐等を推進することにより木材資源の充実を図ります。

具体的には、林木の成長が旺盛で、その形質の良好な森林で必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林に誘導することを目標とします。

このため、渇水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	304	—	304

本計画において、前計画期間中の水源かん養保安林の指定や「国有林の地域別の森林計画」の水源かん養保安林指定計上を受けて、水源涵養タイプへ見直しを行った結果、資源の循環利用林は分収林契約地のみとなりました。

なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の関係については、次表のとおりです。

機 能 類 型		公 益 的 機 能 別 施 業 森 林
水 土 保 全 林	土砂流出崩壊防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	気象害防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	生活環境保全	・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	水源涵養タイプ	・ 水源涵養機能維持増進森林
森 林 と 人 と の 共 生 林	自然維持タイプ	・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	森林空間利用タイプ	・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
資源の循環利用林		・ 水源涵養機能維持増進森林

注：国土保全タイプの「その他の国土保全林」については、土砂流出崩壊防備と同様です。

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の事業総量は以下のとおりです。

第4次国有林野施業実施計画（江の川下流森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採計画について、市町村別内訳を追加します。

また、林道計画について路線名を一部変更します。

【変更する内容】

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(7))

なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分		林 地				林地 以外	合 計		
		主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量			計	
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(2.86) 191	191	1,500	183,482	—	183,482	
	水 源	天 然 林	—	(13.69) 1,411					1,411
		複 層 林	—	—					—
	涵 養 タ イ プ	長 伐 期	—	(195.74) 17,250					17,250
		分散伐区	777	(1,824.73) 154,769					155,546
	イ ン テ リ エ ス	そ の 他	—	(19.34) 1,560					1,560
		小 計	777	(2,053.50) 174,990					175,767
	計		777	(2,056.36) 175,181					175,958
森 林 と 人 の 共 生 の 林	自然維持タイプ	—	—	—	—	—	—	—	
	森林空間利用 タイプ	—	(76.47) 6,024	6,024					
	計	—	(76.47) 6,024	6,024					
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ・ヒノキ 人工林中径材	29,189	(23.37) 2,593	31,782	—	31,782	—	31,782	
	広葉樹人工林	—	—	—					
	計	29,189	(23.37) 2,593	31,782					
合 計		29,966	(2,156.20) 183,798	213,764	1,500	215,264	—	215,264	
年 平 均		5,993	(431.24) 36,760	42,753	300	43,053	—	43,053	

注：「間伐」欄の()は、間伐面積

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
浜 田 市	3,426	(236.88) 19,920	23,346				
大 田 市		(101.12) 8,277	8,277				
江 津 市	11,400	(170.23) 18,681	30,081				
川 本 町	7,327	(213.23) 20,246	27,573				
美 郷 町	7,813	(1,256.06) 96,921	104,734				
邑 南 町		(178.68) 19,753	19,753				
合 計	29,966	(2,156.20) 183,798	213,764	1,500	215,264	—	215,264

注：1 市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含みません。

2 「間伐」欄の()は、間伐面積

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりです。

(単位：m)

基幹 管理別	開設 改良別	路 線 名	箇 所 (国有林・林班)	延 長	機能類型 タイプ別	備 考
管 理	開 設	曲山林業専用道224 林班支線	曲山 224	1,000	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		畑ヶ迫林業専用道	畑ヶ迫 1221	1,150	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
計		2 路線		2,150		
基 幹 管 理	改 良	都賀行林道(竹山)	竹山 261～263	180	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		後畑林道支線	後畑 278	50	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		泉谷林道(花の谷)	花の谷 207、208	50	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		潮谷林道	曲山 220	400	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
計		4 路線(4 箇所)		680		

注：種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指します。